

京田辺市条例第20号

京田辺市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、京田辺市における暴力団排除に関して基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策等を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 次に掲げるものをいう。
 - ア 暴力団員
 - イ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ 個人で規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - エ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (5) 市民等 市民（市内に住所を有する者及び市内に勤務し、若しくは在学し、又は滞在する者等をいう。）及び事業者（市内で事業を行う個人及び法人をいう。）をいう。

(6) 公共工事 市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団排除は、暴力団が市内の事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、国、京都府、市及び市民等が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、国、京都府、京都府暴力追放運動推進センター（法第32条の3第1項の規定により公安委員会の指定を受けた者をいう。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民は、暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

（市の事務事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとする。

（市民等に対する支援等）

第7条 市は、市民等が暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、京都府と共同して市民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第8条 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深め暴力団排除の気運が醸成されるよう、京都府と共同して必要な広報及び啓発を行うものとする。

(市が設置した公の施設の使用の不許可等)

第9条 市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の使用の許可について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

(利益付与処分に関する措置)

第10条 市長、公営企業管理者及び地方自治法第180条の5の規定による委員会（以下「市長等」という。）並びに指定管理者は、暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に対し、別表に掲げる許可その他の何らかの利益を付与する処分（暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがあるものに限る。以下「利益付与処分」という。）をしないものとする。

2 市長等及び指定管理者は、別表に掲げる利益付与処分を受けた者が暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができる。

(本市の財産の貸付け等の禁止)

第11条 市長等は、暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に対し、地方自治法第238条の4第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定してはならない。

2 市長等は、暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に対し、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可をしてはならない。

3 市長及び公営企業管理者は、暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に対し、普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲

与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定してはならない。

- 4 市長等は、暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に対し、物品を貸し付け、交換し、売り払い、又は譲与してはならない。ただし、災害による応急救助の用に供するときその他の市長等がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(公共工事からの暴力団排除)

第12条 市は、公共工事を請け負わせる契約（以下「請負契約」という。）を暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者との間で締結してはならない。

- 2 市と請負契約を締結した者（以下「元請契約者」という。）は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約（以下「下請契約」という。）又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（以下「物品納入等契約」という。）を暴力団員等との間で締結してはならない。

- 3 次に掲げる者（以下「下請契約者」という。）は、市の請負契約に関して下請契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

- (1) 元請契約者と下請契約を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

- 4 次に掲げる者（以下「物品納入等契約者等」という。）は、市の請負契約に関して物品納入契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

- (1) 元請契約者と物品納入契約等を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と物品納入契約等を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と物品納入契約等を締結した者
- (4) 前項各号に掲げる者
- (5) 前号に掲げる者と物品納入契約等を締結した者

(6) 前号に掲げる者と物品納入契約等を締結した者

(7) 前号に掲げる者と物品納入契約等を締結した者

5 市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前各項の遵守のため、前各項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員に該当せず、及び第2条第4号イに規定する役員若しくは使用人又は同号ウに規定する使用人のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、規則で定める場合のほか、当該契約の契約金額（市が発注する1件の建設工事に関し同一当事者間において締結された契約であって前各項に規定するものが2以上あるときは、その契約金額の総額）が150万円未満の場合については、この限りでない。

6 市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

(暴力団威力利用行為の禁止)

第13条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益供与の禁止)

第14条 市民等は、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益の供与を行ってはならない。

(契約時における措置)

第15条 市民等は、その行う事業に関して契約を締結する場合には、次の事項を契約内容に含めるよう努めるものとする。

(1) 市民等が暴力団員等を契約の相手方としないこと。

(2) 契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、市民等が催告することなく、当該契約を解除することができること。

2 市民等は、その行う事業に関し、その取引の相手方、その取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時において当該相手方が暴力団員等に該当しない旨を書面で誓約させる等暴力団排除のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第16条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条に規定する小学校及び中学校をいう。）において、児童生徒が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置をとるよう努めるものとする。

3 市は、前項に規定する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(報告及び資料の提出)

第17条 市は、第12条の規定の施行に必要な限度において、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(京都府田辺警察署長への意見の聴取)

第18条 市長等は、この条例に基づき暴力団排除の措置を講じようとするときは、京都府田辺警察署長に対し、当該措置の相手方が暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるかどうか等について、意見を聴くことができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(適用上の注意)

第20条 この条例の適用に当たっては、市民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(罰則)

第21条 第12条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第17条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若

しくは資料の提出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

- 3 第12条第5項又は第6項の規定に違反した元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第22条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項又は第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

- (1) 地方自治法第244条の2第3項の規定による指定
- (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項本文（これらの規定を同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可
- (3) 水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項本文若しくは第6項本文、第7条の2第1項本文、第8条第1項、第9条第1項本文若しくは第9条の5第1項の規定による許可、同法第7条第2項若しくは第7項の規定による更新又は同法第9条の6第1項の規定による認可
- (5) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による許可
- (6) 京田辺市都市公園条例（昭和52年京田辺市条例第1号）第3条第1項又は第3項（これらの規定を同条例第21条において準用する場合を含む。）の規定による許可
- (7) 京田辺市公共下水道条例（昭和60年京田辺市条例第18号）第8条の規定による指定
- (8) 京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和50年京田辺市条例第7号）第13条の規定による許可
- (9) 京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）第7条の規定による決定

京田辺市規則第59号

京田辺市暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市暴力団排除条例（平成25年京田辺市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用人)

第2条 条例第2条第4号イ及びウに規定する規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。

- (1) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を総括する者
- (2) 営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

(利益付与処分に係る誓約書)

第3条 条例第10条第1項に規定する利益付与処分を受けようとする者は、市長等又は指定管理者が必要があると認めるときは、誓約書（別記様式第1号）を市長等又は指定管理者に提出しなければならない。

(本市の財産の貸付け等に係る誓約書)

第4条 本市による条例第11条各項に規定する行為の相手方となろうとする者は、市長等が必要があると認めるときは、前条に規定する誓約書を市長等に提出しなければならない。

(公共工事に係る誓約書)

第5条 条例第12条第5項に規定する誓約書の様式は、別記様式第2号のと

おりとする。

2 条例第12条第5項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 契約の当事者間で、1件の公共工事に関し、基本契約（取引を継続して行うために締結される取引に関する基本的事項を定める契約をいう。）を締結し、又は契約の一方の当事者が定める基本約款（取引の基本的事項を定める約款をいう。）に他の当事者が同意したうえで、当該基本契約又は基本約款（以下「基本契約等」という。）に基づき具体的な契約を締結する場合において、次に掲げるとき。

ア 当該基本契約等の締結又は同意の時に誓約書を徴しているとき。

イ 当該基本契約等に基づく他の具体的な契約の締結の時に誓約書を徴しているとき。

(2) 契約の当事者間で、1件の公共工事に関する契約の締結の時に誓約書を徴している場合において、当該契約の変更の契約を締結するとき。

（その他の事務事業に係る誓約書）

第6条 条例第6条に規定する契約に係る事務その他本市の事務又は事業の相手方となろうとする者は、市長等が必要があると認めるときは、第3条に規定する誓約書を市長等に提出しなければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第3条、第4条、第6条関係）

誓約書

(あて先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） Ⓜ 電話番号

誓約者が京田辺市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京田辺市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等（指定管理者を含む。以下同じ。）が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京田辺市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人（市長等が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法 人 名 〕
〔 代 表 者 名 〕

㊟

誓 約 書

私及び京田辺市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第3号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。